

令和8年度からの高等学校等就学支援金(授業料無償化)の手続きについて

高校授業料無償化制度である高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)制度が、令和8年度より新しくなります。すべてのご家庭に関わる重要なお知らせですので、必ずご確認ください。

以下のとおり、令和8年度からの制度拡充に伴う概要と、お手続きのスケジュールをお知らせいたします。

■ 令和8年度からの制度改正(予定)の主なポイント

現在、国において進められている制度改正により、主に以下のように変わる予定です。(※国における関連法案の成立や詳細な制度設計が前提となるため、現時点ではあくまで「予定」となります。)

1. 所得制限の撤廃

これまでは世帯年収による制限がありました。令和8年度からはこれが撤廃され、年収に関わらず対象となる生徒へ就学支援金が支給される予定です。

2. 授業料の実質無償化

本制度により、国及び県から就学支援金が直接学校へ支払われる仕組みとなる予定です。認定された場合は、実質的に授業料をご負担いただく必要はなくなります。

3. 国籍や在留資格等の確認の追加

新たな制度では、国籍や在留資格等の確認が追加される予定です。一部の在留資格等の要件を満たさない外国籍の生徒の皆様におかれましては、就学支援金とは別の新たな補助制度(ただし、世帯年収約910万円未満目安の所得制限あり)の対象となる見込みです。

■ 申請手続きのスケジュール(4月以降にご案内します)

現在、この新しい制度に向けた申請手順や必要書類等について、国(文部科学省)において準備が進められております。そのため、本校における詳細なご案内や申請書類の配付につきましては、【ご入学後(4月以降)】に生徒を通じて行います。

■ 保護者の皆様へのお願い

入学後(4月以降)に学校から案内書類がお手元に届きましたら、内容をご確認のうえ、指定された期限までに必ずお手続きをお願いいたします。

【就学支援金制度の注意点】

- ・支給を受けるには、申請手続きが必要です。入学後、自動的に授業料が無償となるわけではありません。
- ・本制度で対象となるのは「授業料」のみです。「入学金、修学旅行費、教材費」等は引き続き保護者負担となります。
- ・高等学校等を既に卒業又は修了した生徒、及び高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制の場合は48月)を超える生徒は、本制度の支給対象外となります。
- ・学校が生徒に代わって国及び県から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、認定された生徒は授業料を納める必要がなくなります。(実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。)

【参考】文部科学省ホームページ(高校生等への修学支援)



※ご注意ください※

現在サイトに掲載されているのは、令和8年度の「制度の概要・予算案の大枠」のみです。具体的な申請手続きや必要書類等の詳細は掲載されておりません。実際の申請に関するご案内は、準備が整い次第、4月以降に学校から改めて行います。

徳島県立鳴門渦潮高等学校事務室
電話:088-686-4577